

## 質量販売と保安業務

### 1. 質量販売のポイント

質量販売の場合でも体積販売と同様に、消費設備の調査を含む保安業務(調査、周知、緊急時対応、緊急時連絡)の実施が課せられている。

質量販売における消費設備の調査頻度及び項目などは、容器の内容積及び消費形態で異なるため、的確に実施するために質量販売はいかにあるべきかを理解することが必要である。

#### (1) 質量販売が可能な場合とは (規則第16条第13号)

質量販売は以下の場合が可能である。

##### [1] 屋外において移動して消費する場合

例 屋台(車両による場合含む。)、イベント、お祭り等



※屋台(車両による)の例



※お祭りの例

##### [2] 内容積20L以下の容器により消費する場合

イ.内容積8L以下の容器(2kg容器等)を移動して消費

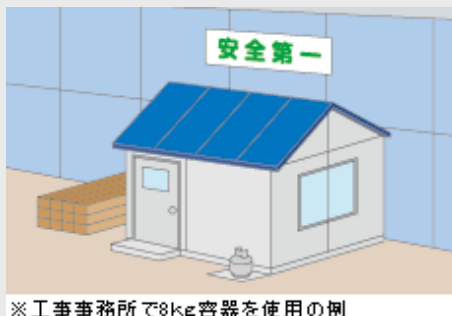
例 料理飲食店、宴会場等

ロ.20L以下の容器(8kg容器等)を配管に接続して消費

例 工事事務所、臨時的な少量消費先等



※宴会場で2kg容器使用の例



※工事事務所で8kg容器を使用の例

##### [3] 内容積25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有するもの)

[4] 販売契約の締結日から1年以内取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合。

[5] 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合

[6] 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合

[7] 災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

# 点検・調査の手引き <質量販売と保安業務>

## 質量販売と保安業務

### 1. 質量販売のポイント

#### (2) 充てん容器の引渡し方法 (規則第16条第3号)

充てん容器の引渡しは、以下の場合を除き配管に接続して販売する。

**[1]** 屋外において移動して消費する先への販売。

**[2]** 調整器が接続された内容積8L以下の容器での販売。

**[3]** 内容積25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有するもの)。

### ▶ 参考

## 配管接続と質量販売の関係

クイックカップリング接続機器を使用した場合は、下表のとおり、質量販売の範囲、配管接続義務及び屋内持込の範囲が10kgまで拡大される。

使用形態	容器容量	カップリング器具なし			*現行通り	カップリング器具あり			
		接続義務	質量販売	屋内持込		接続義務	質量販売	屋内持込	
		有無	有無	有無		有無	有無	有無	
屋外移動以外	8L (3kg) 以下	なし ※容器に調整器を接続して販売した場合に限る	可能	可能		なし	可能	可能	
	8L (3kg) を超え 20L (8kg) 以下	あり	可能	可能		なし	可能	可能	
	20L (8kg) を超え 25L (10kg) 以下	あり	不可	不可 ※さらに火気との距離2m超え必要	 *規制緩和の概要 ・配管接続義務免除 ・質量販売の範囲拡大 ・屋内持込の範囲拡大	なし	可能	可能 不可 ※さらに火気との距離2m超え必要	
屋外移動	-	なし	可能	-		なし	可能	-	

凡例: カップリング 迅速継手 カップリング付 高圧ホース カップリング付 調整器

- \* 1 残ガスの引き取り (液石法規則第16条第15号)については従来通り。(質量販売の場合例外なく適用される。)
- \* 2 高圧ガス保安法の、車両に搭載して移動する場合の基準は従来通り。(内容積20L超の場合は警戒票の掲示や工具等の掲示などが必要)
- \* 3 計量法の、法定計量に関する基準は従来通り。  
(10kg以下の液化石油ガスを法定計量単位のキログラムで販売する場合は、計量法の量目交差を超えないように計量することが必要。)

# 点検・調査の手引き <質量販売と保安業務>

## 質量販売と保安業務

### 2. 質量販売における技術上の基準(規則第44条第2号)

消費設備の基準は消費方法及び充てん容器の内容積により以下の二種類になる。

(1) 規則第44条第2号ロ

**[1]** 屋外において移動して消費する場合

**[2]** 内容積25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有する)で消費する場合

**[3]** **[1]**、**[2]**を除く、内容積20L以下の容器により消費する場合

(2) 規則第44条第2号イ

**[1]** (1)以外の容器により消費する場合

**[2]** 内容積20Lを超え、25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有する)を硬質管と接続する場合、ガス漏れ遮断、対震遮断機能を有すること

### 3. 消費設備の調査(規則第37条第1号の表口(3))

規則第44条第2号ロの基準に係る消費設備の調査の回数及び項目については、以下の通りとなります。(調査の回数については参考ボタンを押してください。)

調査方法	法定・自主	判定基準 (根拠条文)	解説等
目視	法	1.容器設備状況 規則44条第2号ロ(1)	① 腐食防止措置 ・排水の良い水平な場所、又は台に設置され乾燥しやすい状態 ・容器本体の腐食、割れは販売の基準 ② 容器の腐食 ③ 温度上昇防止措置 ・40℃以下に保つ。 ④ 容器の転落・転倒防止措置及びバルブの損害防止措置 (内容積5L以下除く。) ・落下物によるバルブ等の損害の恐れがないこと。
	法	2.調整器 規則44条第2号ロ(2)	① 腐食等 ・使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等欠陥がなく、消費する液化石油ガスに適合していること。 ② 調整圧力 ・2.3kPa以上3.3kPa以下 ③ 閉そく圧力 ・3.5kPa以下
	法	3.燃焼器等 規則44条第2号ロ(3)	① 燃焼器の適合性 ・消費する液化石油ガスに適合していること。 (燃焼器とは末端閉止弁との接触、給排気設備を有する場合、規則で規定はないがメータ販売に準じ実施すること。)
	自	4.配管等 規則で規定はないが実施	① 配管の腐食防止 ・腐食防止措置がしてあること。 ・錆がないこと。 ・ゴム管、ゴムホースのみの場合は漏えい検査、ひび割れ等がないこと。 ② 配管の漏えい検査 ・自記圧力計、検知液で可。 ③ 配管、ガス栓、末端ガス栓 ・腐食、ひび割れがないこと。

# 点検・調査の手引き <質量販売と保安業務>

## ▶ 参考

### 消費設備の調査回数

#### 消費設備の調査(規則第37条第1号の表口(3))

規則第44条第2号口の基準に係る消費設備の調査の回数及び項目は下図のとおりとなる。

●使用形態	●使用容器	調査項目						●調査の回数
		容器腐食防止措置	40℃以下 容器設置場所は	容器の転落・転倒防止措置 及びバルブの損傷防止措置	液化石油ガスに適合した調整器の欠陥、使用上支障のある腐食	調整器の調整・閉そく 圧力は基準に適合	液化石油ガスに適合した燃焼器	
屋外消費[事例] 屋台、運動会、 お祭り、花見、 避難テント	内容積5L以下の容器	○	○	/	○	○	○	液化石油ガスの最初の引渡し時及び4年に1回以上
	内容積5L超の容器	○	○	○	○	○	○	
屋内移動消費 [事例] 料理飲食店などでの宴席、 家庭内使用など	内容積5L以下の容器	○	○	/	○	○	○	
	内容積5L超8L以下の容器	○	○	○	○	○	○	
屋内固定消費 [事例] 工事事務所、 季節使用など	内容積5L以下の容器	○	○	/	○	○	○	
	内容積5L超20L以下の容器	○	○	○	○	○	○	
硬質管と接続しない場合	内容積20L超25L以下(カップリング付容器用弁を有する)の容器	○	○	○	○	○	○	